

許才完二十三 吳鳳龍二十六 李孝孫十七 李宗三三十二  
 問、朝鮮國人何食乎、答、吾國猪鹿鷄牛魚  
 豹肉食也、問、海上風止則如何、答、三四五六日  
 不去、問、碇碇者如何、答、碇放船三日見島、風  
 不好、故落帆下碇、天大風吹、絕碇折竹也、自注、竹の字傾の事のよし答  
 問、十三人宗寺名如何有乎、答、十三人皆禪宗名塞同寺、

右は此度興津浦へ漂着之異國船乗人之内李顯采書記御答申上候趣、私共一同罷出見届、相違無御座候、依之以與書申上候、以上、

寅五月 興津宿

問屋傳左衛門印 年寄 九郎左衛門印

年寄繁 七印

中宿町

名主武 兵 衛印 與頭 與左衛門印

同 與 兵 衛印 同 彌右衛門印

百姓代彌 平 太印 同 又 八印

小田切新五郎様

朝鮮人名前年附人名は前と同様

右十三人の者其名前年附、書面之通御座候、以上

五月

明和八辛卯年

小田切 新五郎 祝總草、

朝鮮國禮曹參議相翊、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、榎使忽届、華札隨至、仍諱啓居清勝、慰澆良深、漂海人口、既蒙拯濟、又勤資遣、鄰誼深篤、感戴曷已、腆儀謹領、薄品回敬、統希崇亮、不備、

辛卯年七月日

禮曹參議金相翊

別幅 人參一筋 虎皮一張 豹皮一張 白苧

布伍匹 白綿紬伍匹 黑麻布參匹 白木綿十匹

花席三張 四張付油菴二部 黄毛筆三十柄 眞

墨三十筒 際

辛卯年七月日

禮曹參議金相翊

續談海○按するに、是前年駿河國興津に、漂到せし朝鮮人を護送せし回答なるべし、

文政二己卯年正月十一日、伯州八橋郡赤崎浦へ朝

鮮商客十二人漂着す、片山兵筆記、

天明四甲辰年九月二日、朝鮮人漂到のとき扱方の事、かねて相心得へきむね、沿海の諸大名に仰出さる、考證は、附錄海防異國船扱方の部、朝鮮船の條にあり

通航一覽卷之百三十六終

通航一覽卷之百三十七

朝鮮國部百十三 止

○竹島 附唐島、濟州

慶長十七壬子年、宗對馬守義智より朝鮮國東萊府使に書を贈りて、竹島は日本屬島なるよしを諭せしに、彼許さす、よて猶使書往復に及ふ、この事何の緣故を詳にせず、猶後證をまつ

慶長十七壬子年、此頃磯竹島をもつて日本の境なりとせし也、此年七月、彼國東萊府尹守謙公に按す、宗義智を復せし書あり、其いはゆる磯竹島は、我國の對陵島なりといふを以て答へしなり、其書左に記す、

○本書所引朝鮮通交大紀に、慶長十九年に係たり、朝鮮國東萊府使尹守謙、奉復日本國對馬州太守平公足下、辱問鼎來、慰諭良多、但書中有看審磯竹島之說、深竊驚訝、不知是計果出於誰某耶、來使口稱、本島介於慶尙江原兩道海洋之中云、即我國所謂對陵島者也、載在輿圖、屬於我國、今雖荒廢、豈可容他人之冒占啓闢費耶、自古及今、日本與我國、海嶠州嶼、各有區別分限、截然而或有往來之事、惟以貴島

爲一路門戶、此外則便以海賊論斷、其所以慎關防而嚴禁約之義、貴島亦豈不知乎、朝廷若復聽聞、必先致怪於貴島矣、我國以貴島世教誠款、故接遇甚盛、今者貴島居兩國之間、無意於委曲周旋務期終好、而以此從與無乃不可乎、日本若悉此意、亦必省悟、實在貴島善處、努力自助、罔廢往績、統希盛諒、不宣、

萬曆四十二年七月日

和文

辱く惠書を承る、但書中示す所磯竹島を看審せしのこと、甚その聞を驚すものなり、抑此計果して誰より出たりしや、來使のいふ所、此邊慶尙江原兩道の洋中に在と、是我國のいはゆる對陵島なり、載て我が輿地の書にあり、今久しく荒廢したりといへとも、亦他人の據とる事を許し、もつて兩間の事端を開くへけんや、日本と我國と、いにしへより其境界おのつから別なり、もし往來の事ある時は、唯貴島の一路を門戸とするのみ、此外皆海賊を以て論斷し、その關禁を嚴にするもの、貴島のしる所也、朝廷若此事を聞は、必先怪みを貴島にいたさむ、會

て貴島の誠欺をいたすを以、我國是を待ことはなはた厚し、貴島兩間に居て委曲に周施し、其無事を以て意となさす、今かへつて是を以て日本に説勸むるに至る、甚不可なり、日本もしこの意を悉さは、必よく是を悟らむ、但貴島をよく處するにあるのみ、

朝鮮國東萊府使朴慶業、奉復日本國對馬州太守平公足下、承審遠信、良慰不淺、磯竹之事、想貴島庶見覺察、而猶復執迷、深切怪愕、足下非不知此島屬於我國、非不知貴島不可橫占、而尙欲攬越窺覘、是誠何心、恐非終好之道也、所謂磯竹島者、實我國之鬱陵島也、介於慶尙江原兩道海洋、而載在輿圖、奚可誣也、蓋自新羅高麗以來、曾有收取方物之事、還經我朝、有刷還逃民之舉、今雖廢棄、豈可容許他人之冒居、以啓鬪釁耶、貴島果知此情、則其可從史於日本、苟循一朝之私欲、不顧後日之悔乎、前日復書已悉梗槩、貴島所當瞿然改圖、而今乃直以解纜發船爲言、不幾於輕朝廷而味道理者乎、貴島於我國往來通行、惟有一路、譬如門戶、此外則無論漂滴眞假、皆以賊船論斷、弊鎮及沿海將官惟知嚴守約束而已、不知

其他、足下立所言、其亦疎矣、惟願貴島審區土之有分、知界限之難侵、恪守信義、努力自助、免致謬戾尙克有終、幸甚々々、萬曆四十二年九月日、

和文

遠信を承る、磯竹のこと、貴島猶いまた此事を悟らす、足下此島の我國に屬する、また貴島の據取るへからざるに非ずして、然も尙是を窺ひ望むとするは何ぞや、おそらくは其好みを終るの道にあらさむ、いはゆる磯竹島は、是我國の鬱陵島なり、慶尙江原兩道の海中に在て、載せて地圖にあり、新羅高麗の時より、其貢物をとるの事あり、我朝にいたりて又逃民あらため出すの事あり、今廢し棄れりといへども、他人の據居るを許し、以て兩間の事端をひらかんや、貴島果して此意をしらは、その一朝の私欲に隨ひ、是を日本に勸め以て後日の悔を顧みざるへけんや、前日の書此大概を悉せり、然もまた其船を泊し纜を解の便を以ていふことをする、是朝廷を輕し道理に味きに非ずや、貴國の我國に來往する、唯釜山一路を除くの外、皆海賊を以て論斷せり、よりて弊鎮及び沿海將官等、嚴しく其

定法を守る事をしるのみ、其他をしらす、今足下の此言あるものまた疎かなり、但貴島其土地の分限の侵し難きをしり、恪て信義を守り、よくその好みを終は幸甚、以上、朝鮮通交大紀、

元祿六癸酉年、伯耆國米子の豪民等、竹島海獵の事より争闘起り、かの漁夫二口を捕來りて、領主松平池田新太郎光政に訴ふ、よて光政御下知を奉はりて、肥前國長崎に送る、彼地において、これを宗對馬守義倫に渡す、義倫より使者をして、かの漁夫を朝鮮國に送り還せり、時にかの島彼是附屬の争論に及び、しはく使者往來して數年決せず、同十二己卯年にいたりて、終にかの島朝鮮に附與すへきの鈞命を傳達ありて、その事熄ぬ、

大谷村川兩氏各米子住居の者にして、代々名ある兩人なり、子孫今町年寄役を勤む、兩氏竹島渡海免許を蒙る事は、當國前太守中村伯耆守忠一、慶長十四年に卒去あつて、嗣なきか故に跡を斷て、爾來元和二年まで、國の主なくして御領となる、然るに依之御上代年々武都より來番して當城に居し、伯州を鎮護ある、元和二年、阿部四郎五郎在番ある、

此時兩氏竹島渡海の事を希ふ、然るに翌年松平新太郎光政卿當國を管領して入部あるにより、兩氏亦願之所に、光政卿聽て武都に告てこれを許され、爾來竹島へ押渡海獵をなす、其後毎歲渡海不倦怠、然るに元祿五中年渡海する所に、朝鮮人群居して海獵をなす、兩氏これを制すといへども、更に不入聞のみならずして、既に危難に泊んとするにより、兩氏無念ながら歸帆す、亦翌酉の年渡海するに、朝鮮人數多渡りて、家屋を設けて海獵を恣にす、于時兩氏計策をなして、朝鮮人兩人連歸て米子に參着、同年四月廿七日の未の下一刻、灘町大谷九右衛門宅に入、斯て兩人島の趣、朝鮮人召連歸帆の事を太守へ訟るに、遂に武都の沙汰に泊とかや、元祿四未年迄は、兩氏渡りて海獵をなす、翌申酉兩年渡海すといへども、獵する事不能して歸帆し、其後渡海止り、爾來于今退轉して島渡なし、同六年大谷村川連來る彼二人の朝鮮人等、米子より國府城下にいたる時、加納郷右衛門、尾關忠兵衛、兩士領主の下知に應し召連鳥取へ入、伯耆民談、

一日本にて申候竹島の儀は、朝鮮にて申通り鬱陵

島と被存候、朝鮮の記録にも、上代此島を取朝鮮の領内に仕候と有之候、日本にて竹島を見出し候もの、差而遠き事にて無御座候、

一享保十八年か十九年か前の儀にて候、按ずるに、こゝろに、元祿年間の事、竹島の儀に付、朝鮮と日本と出入有之候、其趣は、竹島は伯耆國之沖に有之候、地よりは二泊りも三泊りも隔てある島なり、伯耆國より年々獵船往て、色々の獵仕候、伯州へ付たる島の心得にて居申所、朝鮮よりも年々獵船参り、色々の獵仕、朝鮮之島と心得居申たる由に付、然とも朝鮮人日本人一同には終に参り不合候ゆゑ、夫より以前は何之詮議も無之候所に、或時伯州の獵船竹島へ船を掛け、早速大筒を打放し候て、船より揚り申候、尤船より上り候而も、大筒を打候へは、島の内よりも大筒を打合せ申候、此趣は竹島を朝鮮にては蔚陵島と申て、本より朝鮮之内なり、依之朝鮮之獵師とも寄々申候は、何もの歟我國之蔚陵島へ参り獵仕候、参り候は、咎め可申と、手組して態仕構居申折柄、右之通日本より鐵砲打候故、合せ申候、左候て左右之者とも出合、日本の島といひ朝鮮の

島といひ、論議埒明不申候に付、伯州より江戸へ訴へ有之候、依之江戸より對馬へ被仰付、朝鮮へ申参り候は、此以來は其方より日本の竹島へ参り不申様にとの儀、朝鮮人一圓承引不仕、段々掛合有之、江戸へも委細注進仕候、兎角ケ様にては不相濟儀と、對馬殿より朝鮮へ申参候に付、漸半合點の様子に相成、朝鮮よりの申分の書通に、我國之蔚陵島へ一切人不参様にと申付候、我國之蔚陵島へさへ人不遣儀に候へは、況日本之竹島へ可参様無之候、左様心得候へとの儀に候、對馬より江戸へ不伺、直に返答被申達候、是は一島を二名に仕たる申方なり、此分にては不相濟と被申遣候處、其以後如何、返答も不仕候、其段江戸へ注進被致候處、此上は竹島を朝鮮へ可遣との儀にて、其通に相濟候、是は對馬殿吟味過して、結局仕損しと政所にては申候、其後右之通御沙汰相究、日本人往復候事無之、其秋朝鮮より數人參獵を仕候、尤常に番人遣し置、外人一切入不申事、異本朝鮮物語、

癸酉、按ずるに、我島主抵書萊府略曰、朝鮮人犯越于日本磯竹島被獲押送、答以我國蔚陵島、亦以海禁一切

禁人出入云々、乙亥、島會抵書萊府、舉癸酉回答書、貴界竹島弊境蔚陵島云々、答書曰、所謂磯竹島實我國之蔚陵島、因舉新羅高麗本朝故事爲言、且曰、前日接慰官洪重夏下立時、貴州摠兵衛稱號人言於譯官朴再興曰、以輿地勝覽觀之、蔚陵島果是貴國地云、癸酉答書、乃其時南宮之官不詳故事之致、朝廷咎其失言、此際貴州出送其書而請改、故因其請而改送、以正初書之失、到今唯當以改送之書考信之、方策新編載日觀要改、

第廿五代靈光院公諱は義倫、從四位侍從對馬守と稱し、時、東山院御宇、元祿六年癸酉、清の康熙三十二年、朝鮮元孝王十九年、此年朝鮮人四十餘名來りて、因幡州の竹島に漁せり、州守其二人を拘へて是を長崎にいたせり、五月東武鈞命して、我をして其事を朝鮮に報し、嚴に彼人の來漁するを禁せしむ、此年九月、公より多田與左衛門を使とし、書を禮曹に送り、且二人を返されたり、其書略に、「貴域瀕海漁民、比年行舟於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、及使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁氓四十餘口、

往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁氓二人、而爲質於州司、以爲一時之證、故我國因幡州牧速以前後事狀、馳啓東都、蒙令彼漁氓附與敝邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可存制禁、不佞今奉東都之命、以報知貴國云々、といふを以てせられし時、彼國禮曹參判權階をして其書に復せし也、其書に、朝鮮國禮曹參判權階、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎使鼎來、惠翰隨至、良用慰荷、弊邦海禁至嚴、制東濱海漁民、使不得出於外洋、雖敵境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎、今此漁船入貴界竹島、致煩領送遠勤書諭、鄰好之誼、寔所欣感、海氓獵漁、以爲生理、或不無遇風漂轉之患、而至於越境深入雜然漁採、法當痛懲、今將犯人等、依律科罪、此後沿海等處、嚴立科條、各別申飭、佳祝領謝、薄物侑緘、統惟照亮、不宣、癸酉年十二月日

此事彼國禮曹參判をして右の書を復せしに、我州其書内蔚陵島の名をあわせ除き去らん事を計りて、「我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵島名、是所難曉、只冀除却蔚陵之名惟幸、といふを以て書契と

し、多田與左衛門をして、翌甲戌年二月、この事を彼へ被告しかば、彼國終にその前書を改撰して、禮曹參判李翁をして是を復せしめ、また接慰官をして差備と同く速に歸京せしむ、且回答の書なかりしゆゑ、使者頻に其事を任譯に責諭し、又其前書を改撰するの事を論難して止さりしかども、彼國終に是に答へさりし也、既にして、この年九月、公按するに、宗義封を襲しむ、此事落着なかりし故、翌乙亥年六月、使者止事なく其書契を受すして、姑く歸國せり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參判李翁、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎使鼎來、惠翰隨至、良用慰荷、敵邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵、在本縣東海中、而風濤危險、船路無便、故中年移其民空其地、而時遣公差往來搜檢矣、本島峰巒樹木、自陸地歷々望見、而凡其山川紆曲、地形濶狹、民居遺址、土物所產、俱載於我國輿地勝覽書、歷代相傳、事跡昭然、今者我國邊海漁民往其島、而不意貴國之人自爲犯越、與之相值、反拘執二氓、轉到江戶、幸蒙貴國大君明察事情、優加

資遣此、可見交鄰之情出於尋常、欽歎高義、感激何言、然雖我氓漁採之地、本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國書籍之所記、貴州人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島爲貴國地方、欲令我國禁止漁船更往、而不論貴國人侵涉我境、拘執我氓之失、豈不有欠於誠信之道乎、深望將此辭意轉報東武、申飭貴國邊海之人、無令往來於蔚陵島更致事端之惹起、其於相好之誼不勝幸甚、佳祝頌謝、溥物侑緘、統惟崇亮、不宣、

甲戌年九月日

和文

辱く惠翰を承る、弊邦江原道蔚珍縣に屬島有、是を蔚陵島と名づく、本縣東海の中に在て、其風濤險惡、舟路通し難きを以て、中年以來、其民を移し其地を空くし、時に公人を遣はして以て搜檢せしむ、其峰巒樹木、陸地よりして歷々として望み見つへし、且其山川地形、民居の遺跡、土物の品に至るまで、まさに我輿地勝覽の書に載す、歷代相傳へて、其事跡昭然たり、今我が邊民往て其島に漁して、貴國の人我が境を犯し、以て爰に來るに値ふ、反つて

我が二民を捕へ、是を江戸に出す、幸に貴國大君明らかに其事情を察し、厚く是を資給し以て遣らる、其交鄰の情尋常に出るをみつへし、まことに感激の至りなり、然りといへども我が民の漁採するは、本是蔚陵島なり、其竹を産するを以て、また竹島といへり、是一島にして二名也、其一島二名の事、たゞに我國の書籍に見えしのみならず、貴州の人亦皆是をしれり、今來書中竹島を以て貴國の地方とし、我國をして其漁船を禁止せしめんと欲して、貴國人我境を侵し、反つて我民を拘執するの失をいはす、誠信道に欠くことあらざらんや、深く望むらくは此意を以て東武に轉報し、貴國邊海の人に令し、夫をして蔚陵島に來往し、再ひ事端を惹起するにいたらざらしめは、相好むの誼に在て幸甚たるのみ、

元祿八乙亥年十月、天龍院公按するに、宗義眞なり、義眞義方幼年により、攝政を命ぜられしなり、東武に觀せらる、よりに執政阿部豊後守に按するに、稟するに、竹島の一款、先太守使をして論談せしむるもの、いま既に三年なり、彼國固く竹島を以て其國の地なりとして、終に我に聽く

事なし、如何といふを以てせらる、翌丙子年正月に至り、豊後守諭に、竹島の地因幡に屬せりといへども、また我人居住の事なし、台徳君の時に在て、米子村の街人其島に漁せん事を願ひしに依て、是を許されし也、今其地理を計るに、因幡を去るもの百六十里許、朝鮮を距る四十里許なり、これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり、國家若兵威を以てこれに臨まは、何を求むとしてか得へからざらむ、但無用小島の故を以て、好みを鄰國に失する、計の得たるに非ず、しかも其初是を彼に取に非ざる時は、今また是を返すを以て詞とすへからず、唯我人往き漁するを禁せらるへきのみ、今朝議以前に同じからず、其相争ふてやまさらんよりは、各無事ならんにかし、宜しく此意を以て彼國に諭すへしといふを以てせらる、此年十月彼國下同知宋判事をして來り使せしむ、又此年夏、朝鮮人十一人因幡州に來り、事を東武に啓するを以てせしに、鈞命して是を逐回されし事あり、天龍院公よりて朝旨を兩使に諭し、また老臣をして兩事を書し示さしむ、其詞に、先太守因竹島事、遣使於貴國者兩度、使事未

了、不幸早世、由是召還使人、不日上船入觀之時、問及竹島地壯方、向據實具因、以其去本邦太遠、而去貴國却近、兩地人殺雜、必有潛通私市等弊、隨下令永不許人往漁採、夫豐隙生於細微、禍患興於下賤、古今通病、慮寧勿預、是以百年之好、偏欲彌篤、而一島之微、遽付不較、豈非兩邦之美事乎、茲令南宮懋勳修使、本州代傳盛謝爾、又貴國人十一口、以今夏拋錨於因幡、以啓事爲辭、兩邦交通、只山對馬一路、盟約在前、關係非小、因下令於因幡、即時趕回、不容轉啓、本州處乎兩邦之間、專掌通好其來久矣、今一旦捨本州而由他路、背定約而行私計、倘使其事出於議府、則當奉命遣使問其所以然、議府審事理明國體、誠信爲念、昭於平日、豈冒爲此輕易濫濁舉哉、故置而不問、貴國宜嚴申舊令、杜防私弊、務使兩國之好、不至於妄生事端以取紛擾、茲囑譯使、體貼歸稟、といふを以てせられしなり、

同十一年戊寅、清の康熙三十七年、元孝王廿四年、禮曹參議李善溥をして此事を復せしむ、天龍院公其書を東武に啓せらる、磯竹の事及び朝鮮人因幡に來りし事、此とき落着せしなり、その書左に記

す、朝鮮國禮曹參議李善溥、奉書日本國對馬州刑部大輔拾遺平公閣下、春日暄和、緬惟動靜珍誌、嚮慰無已、頃因譯使向自貴州、細傳左右面托之言、備悉委折矣、鬱陵島之爲我地、與圖所載、文跡照無論、彼遠此近、疆界自別、貴州既知鬱陵島與竹島爲一島而二名、則其名雖異、其爲我地則一也、貴國下令、永不許人往漁採、辭意丁寧、可保久遠無他、良幸良幸、我國亦當分付官吏、以時檢察、俾絕兩地人往來殺雜之弊矣、昨年漂民事、濱海之人、率以舟楫爲業、飄風倏忽、易及飄盪、以至冒越重溟轉入貴國、豈可以此有所致疑於違定約而由他路乎、若其呈書、誠有妄作之罪、故已施幽殛之典、以爲懲戢之地、號勅沿海、申明禁令矣、益務誠信、以全大體、更勿生事於邊疆、庸非彼此之所大願者耶、左右既有面言於譯使、而然且無一分行李奉契以來者、似是左右深念舊約、不欲規外送差之意、故先此修牘展布、多少送於萊館、使之轉致、統希諒炤、不宣、戊寅年三月日、

和文

頃譯使の回る、まさに左右面托の意を悉せり、鬱陵

島の我地たる、地圖の載する所、其事昭然たり、其相去の遠近を問ことなく、疆界おのつから別なり、貴州既に鬱島の竹島たる、一島にして二名なるをしろるときは、其名異なりといへども、其我が地たる事は一なり、貴國令を下し、永く人の往き漁する事を許さずと、詞意丁寧、以てその久遠無事をたもつへし、誠に幸なり、我國また宜しく官吏に命して、時を以て檢察し、其兩國人來往混雜の弊なからしむへし、昨年漂民の事、邊海の人常に舟楫を以て業とし、風勢によつて貴國に漂到する事を致す、是を以て疑ひを其定約に違ひ、他路によるに致すへけんや、呈書の事に至ては、誠にその妄作の罪あり、既に是を幽殛し、以て後來を懲し、且沿海の地方に勅して、更に其令を申明せり、益誠信を務めて大體を全くし、其事を邊境に生するに至らしめざるもの、是彼此の大に願ふ所ならずや、左右既に譯使に面説して、いまた一使をして來らしめざるものは、おもふに左右深く其舊約をおもひ、別使を遣らん事を欲せざるの故ならん、依て先書を修し、萊館に送りて以てこれを轉し致さしむ、朝鮮通交大紀、

告竹島一件事考

元祿六年癸酉、東武下令曰、朝鮮漁民、比年到竹島而漁採、以故因幡之人能諭、使渠輩盡退還矣、今春漁民四十餘口、復來漁採、於是拘留其漁氓貳人爲質、轉啓東都、仍使彼漁氓二口送長崎也、於長崎領受漁民、附使者而送于朝鮮、可告再不可到竹島之事云、本州乃遣使於長崎、領受漁民二口、同春秋九月、遣使者正官多田與左衛門、都船主内山郷左衛門、封進寺崎與四右衛門於朝鮮、護送漁民貳口、贈書於參判、告東都之命焉、本州書曰、貴城瀕海漁氓、比年行船於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、而乃使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁氓四十餘口、往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁氓二人、而爲質於州司、以爲一時之證、故我因幡州牧速以前後事狀、馳啓東都、令彼漁氓附與敵邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可制禁云、此時參判返書曰、敵邦海禁至嚴、濱海漁民、使不得出於洋、雖敵境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎哉、今此漁民敢入貴界竹島、致煩領送遠勤書諭、鄰好之誼

實所欣感、海戾獵魚以為生理、或不無過風漂轉之患、而至越境深入、雜然漁採、法當痛懲、今將犯人等、依科條各別申飭云、元祿七年春正月、阿比留總兵衛以返書之草稿歸、乃早執事焉、本州其初以為竹島者、原朝鮮之蔚陵島云、不知朝鮮之所答如何也、其後觀草稿、以為竹島者即蔚陵島也、今以一島立二名、是決不可以開于東都、為除却蔚陵島字而可也、亦遣阿比留總兵衛於朝鮮、告其意於使者多田與左衛門也、與左衛門乃招朴同知、懇々告其事情、朴同知謂與左衛門曰、請正官熟諒焉、今以貴州之意告接慰官、則即便可轉達漢城也、雖然此事不諧、而兩國之大事只在此一舉也、何者貴州所謂竹島者、朝鮮之蔚陵島也、朝鮮豈不知之乎、朝鮮空彼島而不置居民者年久矣、竊聞日本之人往來于彼島而漁採焉、雖然空島無人之地、朝鮮置而不問也、今得貴州之書、吾朝廷以為蔚陵島者、與圖所載宗祖之地、雖尺寸也不可棄云、朝議紛々也、有一人曰、彼島久棄而無人也、且日本之人占據彼島者年久矣、若以我地而答之、則兩國爭議從是興焉、第我國存其名則可也云、仍以蔚陵島面存其名、以竹島而為貴國之地、朝鮮不敢

論矣、我國豈有意于彼島、只存其名而已、貴國有竹島、則縱令蔚陵之名雖存于我、何不可有之哉、脫一跌則我國雖孱弱爭議不已、兩國之釁從是生焉云、於是正官一決受返書還歸矣、本州以為返書中有蔚陵字、此不可受云、亦元祿七年甲戌夏四月、遣正官多田與左衛門、都船主番柳左衛門、封進寺崎與四右衛門於朝鮮、要返書悛改也、本州書曰、我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵名、是所難曉也、只冀除却蔚陵之名惟幸云、此時朝鮮取前書、却轉換書、書辭曰、敝邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵島、歷代相傳、事跡昭然、今者我國漁戾往于其島、而不意貴國之人自為犯越、與之相值、乃反拘執二戾、轉到江戶、幸蒙大君明察事情、優加資遣此、可見交鄰之情出於尋常、感激何言、雖然我戾漁採之地、本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國之所記、貴州之人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島為貴國之地方、欲令我國禁止漁戾更往、而不論貴國之人侵涉我境、拘執我戾之失、不有關於誠信之道乎云、正官使譯舌於接慰官曰、返書轉換、非前書之意、決不可受也、冀再啓開漢京、要改

書意云、接慰官曰、朝廷下送之書契、牢拒不受、輕蔑禮法也、此書何不亟送於江戶取覽於具眼乎云、正官論辨委曲、其後遣阿比留總兵衛於本州、事狀遂受返書也、本州聞來、而遣使固停止使者之歸舟焉、同年秋九月、我太守義倫公在江戶、嬰病逝去矣、元祿八年春、遣裁判高瀬八右衛門、陶山庄右衛門、阿比留總兵衛於朝鮮、以疑問數條、遣東萊要轉達漢城焉、定期日待答書不到矣、竟一行之使者陶山庄右衛門、阿比留總兵衛相議、乘舡下碇於絕影島、待風一日、漢城之答書漸至也、乃使者送再答於東萊府、而使者皆歸矣、元祿八年之秋、我老使君親宗於東武、仍以前後事狀、轉啓執政焉、於是執政命老使君曰、竹島在海中、而去日本遠、而去朝鮮近云、從今固禁我國漁戾之往來也、乃以此意可告朝鮮云、翌年元祿九春、老使君自江戶還旆、乃招譯官、同年之冬、卜同知采判事來也、老使君而囑寶禮曹之書、轉達東都焉、元祿十二年己卯春三月、老使君以書答禮曹、其言曰、前年象官超溟之日、而陳竹島之一件、繇是左右克諒情由、示以兩國永通交誼、益懋誠信矣、至幸至幸、於示意即已啓達了云、阿比留總兵衛帶此書渡

海、使館守傳致于東萊也、竹島一件事畢矣、韓錄、元祿九年、因幡國と朝鮮國との間に、竹島と唱候島有之候、此島兩國入合の如く相成居不宜候付、朝鮮之人この島へ參候事を被禁候段、從公儀被仰出、其段朝鮮國禮曹參判へ家老使者前々年より再度差渡候處、論談及入組候を、今年正月廿八日、義真國元へ御暇被成下候節、右竹島へ日本人罷渡候儀無益之事に候間、被差留候段領主へ被仰渡候付、義真歸國之上、同年十月、朝鮮之譯官使對話仕候刻、右被仰出候次第傳達仕、爰に至り論談相濟候、  
按に、草廬雜談に云、竹島を朝鮮へ給ふと云ふ、此時の事なるへし、右見外史載宗義功家譜、  
竹島  
北史倭傳に、竹斯國竹島阿蘇山とあれば、竹島は、古より我國の島にきわまりたり、然るに憲廟の御時、朝鮮より朝鮮の島のよしを申上ければ、竹島を朝鮮へ與へ給ふとかや、憲廟の御仁政にてあたへ給ふといへども、地は少の所も惜むべき事なり、されは有司の過ならんか、阿蘇山は明の永樂のとき、壽安鎮國山と封せしゆゑに、西土へ聞えしと思ひし

に、是にて見れば、北魏の頃より西土へ聞えたり、九州は西土へ近きゆゑなるへし、草履雜談載諸家隨筆、一隱岐の西海に一小島あり竹島と云、むかし隱岐の邊より渡り、大竹を切來て、諸方へ賣、甚た大にしてよき竹也と云、近來その島へ渡る時は、朝鮮人多く來て、此方の船を見れば、鳥銃を打て船を近づすと云ふ、この鳥果して日本の属島なれども、遂に朝鮮に取られたり、隋書にも竹島とあり、北史倭國傳「遣文林郎裴世清使倭國、度百濟行至竹島、南望耽羅國」と云、是なり、

一予嘗て對島の人に相偶して是をきく、海上數十里に一の小島あり、竹島といふ、長州の海邊細民、小舟にて此島に往き、竹を斫て長府の市店に賣る、享保の頃までは能き美竹ありて、大に用を便す、いまは絶てなし、何の頃より朝鮮の細民來て居す、近來舟を遣すに、彼の人々鐵砲を放て其島中に入る事を許さず、此故に今は往て竹を斫るものなしといふ、予按るに、隋書曰、文林郎裴世清使於倭國、渡百濟行至竹島、といふも此島の事なりといふ人あり、しかれども朝鮮の隱岐か野史の別錄曰、「平秀吉殺

君篡立、其威勢欲取路我國侵犯大明、中略朝廷不以爲憂、後五年丁亥春三月、日本賊十六艘自嶺南外洋、直到興陽損竹島、各鎮列邑舟師、結陣于相望處、此説を見れば、今の竹島にあらざるに似たり、別に一島のことし、予嘗て彼の國に依て考あり、此に記しかたし、以上、中略漢錄

竹島は日本を離る、事遠くして漢土に近く、境内頗る廣活たる島也、大竹喬木盛茂し、禽獸魚鼈多くして、産物足れる島とかや、亦甘露の瀧異なる井泉ある事を沙汰す、此島山に生ずる猫は尾短曲也と云、依て曲尾なるを竹島猫と稱す、多く虎生と云、亦蛇大きく、申蛇にして産とす、蛇を得る爲に岸の竹を撓て海中に沈め、朝にこれを浮ふ、枝葉附蛇恰も生木子の如くとかや、渡海の者齡盛年を限る、三十を越す者は海上の風波を凌ぐ事難しと云、隱岐國へ渡り、強き南風を待て纜を解舟を出す、島は隱岐より乾に當て聳立、またこの島より朝鮮へ渡海、釜山浦の湊へ其間十八里、夜に到は彼國に明す民家燈たしかに見ると、渡海せし船人等是を茗談す、伯耆民談、

大御國環海私圖◎圖略

寛政三年亥七月廿日、蕃船一隻濱田城の近海に來り、其日にさる事あり、按するに、西アナジとて、西北の大風おこる時は、朝鮮の夷船漂着する事あれば、海國にはあらかしめ守禦の術をなさすんはあるへからず、此圖九州二島及び外夷へかけて寫し出すは、大抵三宅氏の海遊漫載によれり、扱過にし年、石見の獵船對馬より歸る漁人あり、それらの談に、對馬と朝鮮とは、世に其間四十八里とはいへども至て近し、大抵八九里許も有らんかと語りしと、いか、や疑はしき事なり、

いにしへはかくやはき、し竹島の  
きしをへたて、今そさやなる懷中抄、  
竹しまやよするさ、波いくかへり

つれなき世々をかけてこふらん現存六帖

○以上、石見外史、

先生曰、對島日本の要地なり、其ゆゑは、むかしより日本の地といひ來りし小島一つを、朝鮮へも本唐へもとられては、日本に疵の付といふものなり、然れば外國より手さゝぬ様に、政の心得ある事な

り、かの國は日本より殊の外手はなれ、外國へは甚近し、對島の儒官小山朝三、常に先生に申ていきとほりしは、いま朝鮮の唐島と申は、古の任那の地にて、我國の藩國なり、然るにいつれの頃よりか高麗にとられて、かの國にも我國にもその事をしり給はぬ、むねんの至りなりといひしとや、白石退私錄、

一九州五島の向に島あり、朝鮮の島にて候、右は濟州と云、此島人大概日本言葉をつかひ、日本の歌などをもうたひ申候、此島の始は日本人參り候て、其筋にて段々人數出來、今之通りに相成たる由に候、即朝鮮より支配仕來り候事、異本朝鮮物語、